

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3113号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

丹霞郷の桃木と北信五岳（長野県飯綱町）

もくじ

● ● ● ● ● ●
随 情 情 政 活 活

想 報 報 策 動 動

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言………
国と地方の協議の場に荒木会長が出席
——新型コロナウイルス感染症対策について協議——
地域の国土強靱化の取組推進について 内閣官房国土強靱化推進室………
国政情報………
町村Nav………
村の原点・帰点………
岡山県西栗倉村長 青木 秀樹………
(15)(13)(12)(9)(6)(2)

コラム

「役場が遠くなった」ということ

作新学院大学名誉教授・とちぎ協働デザインリレー理事 橋立 達夫

1月に全国町村会の研究会委員として、平成の合併を行った旧町村の現状と課題を見るための調査に加わらせていただいた。どの地域でも、合併後すでに14～5年を経て、合併の後遺症は収まっているように見えた。「合併後、ハード面は充実した。とくに道路の整備が進んだ」、「合併で観光のコンテンツが増えた」、「合併直後に消防署ができ、救急搬送体制が整った」といった肯定的な意見を聞くことができた。しかし一方で、平野部の大都市と合併した地域では、「市役所内で森林政策や過疎債の話が通じない」などの悩みも聴かれた。

さらに、以下のような深刻な課題が見えてきた。合併後、旧町村の役場は「支所」となり、当初はいくつかの課が置かれ、支所長も部長職であった。しかしその後、支所長は課長職となり、業務も人員も縮小されて地域事務所としての機能しかなくなっている。その結果、地域は本庁の縦割り行政の中から地域横並びの事業配分を受けるだけになった。もちろん地域選出の議員の数は激減し、当初設置され

た「地域審議会」もうまく機能せず、ほとんど開かれなくなっている。要するに、旧町村地域の将来を総合的に考える体制が失われているのである。

また、合併前の町村職員から合併市の職員となった方からは、「小さな町村では当たり前だった、住民と役場職員のお互いの顔が見える関係から、顔が見えないことを前提とした行政への移行が難しかった。顔の見える行政の良さを改めて感じている」という声も聴かれた。支所の職員が広域人事となり、「顔見知りや地域のことを知っている人、気軽に相談できる人が居なくなった」という住民の意見もあった。

「地域の将来を考える体制の喪失」、そして「人の顔の見える行政からの変容」。合併後の問題として、「役場が遠くなり不便になった」とよく言われるが、それは単なる物理的な距離の問題ではなく、根本的な行政の形の変容の問題である。そして、そう考えれば、それは旧町村のみならず合併市全体、ひいては全国の自治体内にひそむ問題でもあろう。

写真キャプション

10haの広さに約1,500本の桃木がある。昭和8年洋画家岡田三郎助が「まるで丹い霞がたなびいているようだ。」と言ったことから「丹霞郷」と命名された。春には北信濃を代表する北信五岳を背景に、薄紅色の花が一面に咲く。

新型コロナウイルス感染症対策に 関する緊急提言

全国町村会

新型コロナウイルスの感染拡大が

続く中、全国町村会と全国市長会は
合同で「新型コロナウイルス感染症
対策に関する緊急提言」をとりまと
め、3月10日、荒木泰臣会長(熊本
県嘉島町長)、岩田利雄副会長(千
葉県東庄町長)と全国市長会の立谷
秀清会長(福島県相馬市長)、牧野

光朗副会長(長野県飯田市長)、吉田
信解社会文教委員会委員長(埼玉県
本庄市長)が、菅官房長官、亀岡文
部科学副大臣、黒田総務事務次官及
び鈴木厚生労働事務次官に面会し、
同提言の実現を要請した。

「新型コロナウイルス感染症対策
に関する緊急提言」(3頁)は、市
町村においてこの難局に処するため
極めて多様な取組を行っていること
を踏まえ、その実態を詳細に調査し
たうえで、適切かつ弾力的な支援を
講じるため、①国と地方の緊密な連
携、②物資不足への対応、③小・中

学校等の一斉休業への対応、④医療・
介護サービス提供体制の確保等、⑤
地域経済対策、⑥その他1の6項目
を求めるものである。

荒木会長、岩田副会長からは、明
確な情報提供のほか、学校休業に関
する地方自治体の負担への財源確
保、特に大きな影響を受けている飲
食・観光関係事業や個人事業者への
支援を強く要請するとともに、地域
経済の維持を課題として挙げた。

■内閣官房



▲菅官房長官(右から2人目)に要請する岩田副会長(左端)、
立谷市長会長(中央)

■文部科学省



▲亀岡文部科学副大臣(左から2人目)に要請する荒木会長(左端)

■総務省



▲黒田総務事務次官(右から2人目)に要請

活 動

■厚生労働省



▲鈴木厚生労働事務次官（右から2人目）に要請

新型コロナウイルス感染症対策
に関する緊急提言

国は、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、翌26日、内閣総理大臣から全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期または規模縮小等の対応を要請するとの表明がなされた。さらに、27日には、「全国の小中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針」が示された。

これらの国の方針を受けて、住民

と最も近い我々市町村においては、教育現場はもちろん、子どもを持つ家庭をはじめ、医療・介護等の現場における様々な課題に対応すべく、全力で取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染者の確認が相次ぎ、また、相談者が増加する中、帰国者・接触者相談センターをはじめとする外来担当の従事者の不足、医療・介護機関従事者の職場離脱、保育所や児童預かり施設の要員不足、マ

スク等の必要な資材等の不足、風評被害、流言飛語による日用品買占めなど、喫緊の課題が発生している。

また、国内外の観光客の減少、文化・スポーツ等のイベントの中止によって、観光業、イベント業、飲食業等、地域経済にも重大な影響が生まれ、住民の不安は増大している。

国においては、市町村においてこの難局に処するため極めて多様な取組を行っていることを踏まえ、その実態を詳細に調査したうえで、下記のとおり適切かつ弾力的な支援を講じることを強く求める。

特に、今回の市町村における様々な取組は、国からの要請に基づいて行われていることを踏まえ、それに要する経費については、国において万全な財政措置を講じていただきたい。

記

1. 国と地方の緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、「取組の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進める」としていることを踏まえ、関係各府省庁・都道府県・市町村等で緊密に情報共有を行い、万全の対策を講じること。

2. 物資不足への対応について

(1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給体制を強化するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し市町村に供給すること。

市町村の必要物資調達に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

によって不足する物資については、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等により適切に対応すること。

3. 小・中学校等の一斉休業への対応について

(1) 放課後児童クラブ等の運営に対する支援

① 公設・民営の放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業に従事する支援員等の配置に要する経費、市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、受入れ体制を整備するための経費、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。

② 受入れ人数が増加することにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが懸念されるため、学校施設の柔軟な活用をはじめ、子どもたちの濃厚接触を回避するための有効な対応策を講じ、周知すること。

③ 休校が長期に及ぶざるを得ない現状を踏まえ、新たな教材の配布など、学力低下対応や子どもの過ごし方対策のために実施される事業の経費については、十分な財政

措置を講じること。

④長時間の預かりによる児童のストレスを緩和するために、市町村が行う様々な取組について、財政措置を講じること。

⑤小・中学校等の休業中に放課後児童クラブ等において生じた事故については、学校の管理下とみなして、日本スポーツ振興センターの給付金の対象とすること。

②保育所等の人員基準の緩和について
①「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」(令和2年2月25日付厚生労働省子ども家庭局保険課事務連絡)については、具体的な取扱基準や適用期限を明確にすること。

また、基準の緩和により事故等が発生した場合の責任の所在等を明確にすること。

②国の要請に基づく小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ保育士等が働けなくなることで、人員が不足する保育所等が発生している。これに伴い、市町村が子どもの安全を確保するため、保護者に対して登園の自粛要請等を行った場合、施設の運営費の補填や保護者の保育料等の減免によって生じる経費については、十分な財政措

置を講じること。

(3)保育所等の休業に対する補償等

新型コロナウイルス感染症の発生により保育所等が休業となった場合における幼児の受入れ先確保について、特段の配慮をすること。

また、保育所等の休業補償に対する財政措置を拡充すること。

(4)学校給食について

給食のキャンセルに伴う調理員等に対する休業補償、食材納入事業者等に対する補填、保護者に対する返金対応に係る経費等については、十分な財政措置を講じること。

(5)要保護・準要保護世帯に対する給食に代わる食事提供等に係る経費についても、国の財政措置を講じること。

(6)修学旅行の延期・中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により小・中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、十分な財政措置を講じること。

4. 医療・介護サービス提供体制の確保等について

(1)マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給の強化策を講じること。

また、医療機関や介護施設等が

感染予防衣や検温体制の整備等、感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。

さらに、市町村の感染拡大予防

に資する物資調達に要する経費に對して、財政措置を講じること。

(2)公立・公的医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者の受入

れの増加に対応するため、一般病床を感染症病床として転用する際に、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

これに伴う診療報酬等の減収により、病院経営や自治体の財政に影響が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

さらに、感染患者の受入れによる風評被害等によって、病院経営に影響が生じた場合についても、十分な財政措置を講じること。

(3)院内感染が発生した場合、病院機能が著しく低下することが予想されるため、公的・民間施設を問わず、必要な対応策や支援策を講じること。

(4)中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な市町村においては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの

増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を講じること。

(5)小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ医療従事者が十分な勤務を行えなくなることによる病院機能の低下に対しては、必要な支援策を講じること。

(6)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第3報)(令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他)により、介護サービス事業所において、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減算を行わない等の柔軟な対応が可能となったことは評価するが、そのことに伴うサービスの質の低下が生じないよう、対応策を検討すること。

(7)国民健康保険制度において、感染または感染が疑われる被用者に対し市町村が傷病手当金を支給する場合について、十分な財政措置を講じること。

(8)新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について、検査を希望する患者が殺到し、医

活 動

療機関に混乱が生じないよう、適切な受診・検査体制の構築・周知を図ること。

5. 地域経済対策について

(1) 民間事業者等への支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大により我が国の経済活動には、あらゆる分野でこれまでにないほどの重大な影響が発生している。観光業、飲食業、旅客業等の事業者に対して、既存の融資制度等をより使いやすいものにするともに、現在対象となっていない農業従事者等をはじめ損失が想定される地域の中小事業者（いわゆるフリーランス等のひとり事業者を含む）も対象とするなど、更なる財政支援を講じること。

また、地域の実情に応じて市町村が独自に実施する融資制度等についても、国による財政支援を行うこと。

(2) 公共事業の工期延長等について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付国地契第44号他）等により、公共事業の工期の延長等が必要となった場合に生じる市町村等の財政負担について

は、十分な財政措置を講じること。

(3) 雇用調整助成金等について

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の給付に当たっては、市町村に過度の事務負担が発生しないよう十分に配慮すること。

また、雇用調整助成金等については、様々な事業や就業形態等に柔軟に対応するとともに、利用者の不安を払拭するよう明確でわかりやすい制度とすること。

6. その他

(1) 情報提供について

国は、今般の新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を、国民や事業者に対して分かりやすくかつ迅速に提供するとともに、市町村によるコールセンター設置やメディア等を活用した住民への丁寧な説明が行えるよう支援すること。

また、トイレトペーパーの買入れだめ騒動のような過剰反応を抑制し、国民それぞれが、冷静かつ適切に新型コロナウイルス感染症対策に協力できるよう市町村へ速やかに情報提供すること。

(2) 公共施設の閉館やイベントの自粛等について

公共施設の休止やイベントのキャンセル等によって、指定管理者の事業収入の減少や非常勤職員の賃金の補填、返金対応等が発生した場合、これに伴う市町村の負担について、財政措置を講じること。

(3) 外国人技能実習生への対応について
外国人技能実習生が、滞在期限が迫る中、新型コロナウイルス感染症対策により試験が延期された場合に帰国せざるを得なくなる等の不利益を被ることがないよう措置を講じること。

以上、本日現在の緊急提言である。我々基礎自治体は、国と協力して、住民の命と健康を確保するため、必要な対応に全力で取り組む決意である。今後、新たな課題が生じた場合には、改めて提言させていただくこととしたい。

令和2年3月10日

全国市長会 会長 立谷秀清
全国町村会 会長 荒木泰臣

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体協約を締結し、実施しているものです。
 - 団体協約として契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
- このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]



国と地方の協議の場に荒木会長が出席 —新型コロナウイルス感染症対策について協議— 全国町村会

「国と地方の協議の場」(令和元年度臨時会合)が、3月10日、首相官邸で開かれ、本会の荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)はじめ、地方六団体代表が出席した。政府側は、安倍内閣総理大臣、麻生副総理・財務大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、北村内閣府特命担当大臣(地方創生)、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、西村経済再生担当大臣などが出席し、新型コロナウイルス感染症対策について協議した。

はじめに安倍内閣総理大臣が挨拶に立ち、「一般、全国すべての小学校、中学校、高等学校等について臨時休業を行うよう要請を行ったところである。このたびの要請については、ここ1〜2週間が瀬戸際という切迫した状況の中で、子どもたちの安全と健

康を守るために、時間をかける暇がない中での判断であったため、学校生活を送っていた子どもたちや、また地方の皆様にも、十分に事前に説明する時間がなく、大変申し訳なく思っている。こうした中で、今回の急な対応に、地方の皆様にも大変なご尽力をいただいていること、心から感謝申し上げたい。本日、政府として感染防止に万全の対応を行うため、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、小学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮

小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置を柱とした、第2弾となる緊急対応策をとりまとめた。また、緊急事態宣言など、もう一段、法的枠組みの整備が必要と判断し、現行の新型インフルエンザ対策特別措置法に、新型コロナウイルス感染症を追加する法律改正案を、本日国会に提出したところである。今後とも必要な対策は躊躇なく実行してまいる。今回のウイルスについてはいまだ未知の部分が多く、最終的な終息に向けては、政府だけでなく地方自治体や医療関係者、事業者、国民が一丸となって対策をさらに進めていく必要がある。国と地方が心を一つにして、しっかりと対応していくことが大切となるため、本日は皆様からいただいた意見を施策に反映させていきたい」と述べた。

協議において、飯泉全国知事会長(徳島県知事)が代表して挨拶するとともに、「緊急対応策第2弾では、医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴う影響への積極的な対応などを盛り込んでいただき感謝申し上げます。今後の対応に向けて、医療検査体制の強化として、簡易検査キット、

活 動



▲協議の場に出席した荒木会長

特効薬、ワクチンなどの早期開発をお願いしたい。地域経済対策については、イベントの中止・延期等により、大幅な減収を強いられている業種に対しては、一時支給金の創設など、一歩踏み込んだ対応をお願いしたい。地方としても、国と一致結束して、この国難を乗り越えるべく、しっかりと対応してまいりたいと考えているので、我々地方をぜひ信頼いただいて、前広にご協議いただくとお願いする」と述べた。

荒木会長は、はじめに、「国と地方が心をひとつにして、この難局を乗り越えていかなければいけないものと覚悟している。日を追うごとに感染が拡大しているが、まずは早急に、安心の砦になる検査体制の強化

や治療・相談体制の充実に、国の総力をあげて取り組んでいただくようお願いする」と求め、医療機関や保健所の検査体制、治療・相談体制について、「中山間地域や離島等の条件不利地域の町村では、今後、感染者の増加や特に院内感染の発生により、貴重な病院機能が損なわれるなど、深刻な課題を抱えることになるので、国、都道府県が連携協力して、広域的な支援体制をつくっていただきたい」と述べた。

また、学校の一斉休業に関して、学童保育では時間延長により追加費用の発生や支援員の確保の問題が生じていること、学校給食がなくなることにより様々な追加負担が発生していること等の課題を挙げ、国の方針で発生する新たな負担については、国による責任ある確実な対応を強く要請した。

最後に、「小規模な企業や個人事業者が多い町村部では、生活と地域経済が極めて密接であり、いつ収束するか見通せない中で、ますます深刻な経営環境になってくることから、国によるしっかりとした支援をお願いする」と述べた。

高市総務大臣は、はじめに、総務省では新型コロナウイルス感染症対策のため都道府県と総務省との間に一対一の連絡体制を設けたとしたうえで、「5日の政府と地方六団体との意見交換等を通じて、政府の具体的な施策展開について地方公共団体の皆様に情報を提供させていただくとともに、皆様方の要望を関係省庁にフィードバックした。本日決定した緊急対応策では、これらの要望も十分に反映されていると存じますが、地方負担については手厚い地方財政措置を行うこととする」と発言した。

また、公立病院について、「2月13日決定の緊急対応策において重症患者が入院できる病床整備にかかる備品購入について特別交付税措置率8割という対応をしたが、本日決定の緊急対応策では備品購入にかかるメニューを拡大して同様の措置を行う。人工呼吸器、人工肺、個人防護服などを追加させていただく。皆様方におかれては、今後の患者数の増加に備えて地域の実情に応じて、地域の医療機関の役割分担を行いながら適切な入院医療提供体制を整備していただきたい」と求め、「総務省においても関連する地方負担につい

ては、財政運営に支障が生じることのないように引き続き厚労省等の関係省庁と連携しながら取り組んでいく」と応えた。

さらに、今回のマスク不足について、全国町村会および全国市長会に対し、「各市町村におかれては災害対応のためのマスクの備蓄を適切に行っていただいている。現在、特に医療機関や介護施設でマスク不足への対処が喫緊の課題となっている。すでに災害対応分の備蓄も含めて厳しい状況にある市町村があるということも十分に認識をしているが、地域の実情も踏まえて、できる限り医療機関や介護施設へのご協力をお願いしたい。また、仮に各市町村で緊急対応を要しないという場合には、当該市町村が存在する都道府県内の医療機関、介護施設への対応といった形で、いわゆる広域的な対応をお願いできたらありがたい」と述べた。

加藤厚生労働大臣は、マスクの供給について、「備蓄等が不足する県や医療機関に対して、メーカー、卸が協力して優先的に供給する民間レベルの仕組みを作るとともに、医療機関向けのマスク1、500万枚は

活 動

国が確保して自治体にお渡しするので、それぞれの医療機関の備蓄を見ながら配布をしていただきたい。また、北海道では一定の地域に、各家庭にマスクを配布させていただいた。布製マスク2,000万枚につ

いては、国が一括購入して介護施設、障害者施設、保育所、放課後児童クラブ等の現場にしっかりと配布をしていきたい」とし、症状がある方への対応について、「任意となつている国民健康保険の傷病手当に關してもそれぞれの市町村等のご協力をいただきながらしっかりと財政支援をしていきたい」と述べた。

そのほか、学校の臨時休業に伴う対応について、「放課後児童クラブについては午前中の開所から追加的に発生する経費に關して、当初よりもさらに上乗せをして国費による支援をするともに、アルコール消毒液等の様々な備品の調達も必要であるのでそういった対応も考えていく。また、小学校等の休校に伴って職場を休まざるを得なくなった方々に対しては、正規・非正規を問わず休暇中に支払った賃金相当額の全額を支給する新たな助成金を創設したが、加えて業務委託契約等に基づき

個人で就業する予定だったなど、一定の要件を満たす方にも支援の実施をしていく。生活福祉資金貸付についても特例を作つて充実を図つていきたい」と支援策を示した。

萩生田文部科学大臣は、学校給食の食材について、「納入する予定であつた事業者の方々に對して少なくとも影響が生じていると承知している。今回の長期にわたる臨時休業により、学校給食が実施されないことによつて保護者、学校設置者、事業者等に生じる負担については、本日決定された新型コロナウイルス感染症に關する緊急対策第2弾により対応する」としたうえで、地方公共団体の負担については、「全国町村会および全国市長会からの要請に基づいて、補助金を新設し、地方負担分について地方財政措置を講じることとする。また、補助金の執行にあつては、地方公共団体の意向を踏まえ、弾力的な対応をしたい」と発言した。

梶山経済産業大臣からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、「各地域や各業種の企業や業界団体に随時ヒアリングを行うと

もに、特に中小企業については全国の商工会・商工会議所など1,050か所に設置した経営相談窓口において情報収集を現在行つているところである。これまで幅広い事業者から資金繰りに關する相談が数多く寄せられており、こうした状況を踏まえて2月13日にとりまとめた第1弾の緊急対応策において5,000億円規模の融資保証額を確保したところだが、本日決定した第2弾の緊急対策において1・1兆円更に確保した。合計1・6兆円の金融措置により事業者の資金繰りを徹底的に支援していく」との発言があつた。

西村経済再生担当大臣は、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の改正法案が施行されて、事態が変化した場合について、「緊急事態宣言が出された場合には、特に都道府県、市町村の皆様には様々なお願いをすることとなり、強い権限が与えられることになるので、よろしくお願いしたい」とし、要件に該当するかの判断に際しては、「専門家の意見をしっかりと聞くことになっているため、私権の制限との関係も十分に配慮・考慮して適切に判断が行われるように

していきたい」と述べた。

これらの意見を受け、最後に安倍内閣総理大臣が、「本日は大変お忙しい中、地方六団体の皆様にご指摘をいただいたこと、御礼申し上げます。国側としての情報発信は極めて重要であるので、これからも強めていきたいと思う。また、地域や日本全体においても、経済における政治の最大の使命は雇用を守ることである。雇用自体が大変危ぶまれる時期であり、我々は何としても雇用は守り抜くということについてあらゆる施策を総動員していきたい。インバウンドが地方の経済に大変大きな良い影響を与えていただけに、これが止まることは大変な影響を及ぼすわけであるので、しっかりと支えていきたい。今後も地方の皆様の声によく耳を傾けながら、色々な政策メニューについても分かりやすい発信をしていきたい。大変皆様方に大きな負担をかけている中で対応していただいていることに感謝申し上げます、よろしくお願ひしたい」と述べ、協議の場を締め括った。

地域の国土強靱化の取組推進について

内閣官房国土強靱化推進室

(1)はじめに

近年、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪、猛暑など、自然災害が頻発化・激甚化している。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守り、いち早く復旧し社会経済活動を取り戻すため、国土強靱化の取組を推進しているところである。国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推進が極めて重要である。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）では、国土強靱化の施策の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画である国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされている。令和2年2月1日現在、全ての都道府県で地域計画は策定されており、市区町村でも理解が深まり、策定に取り組む団体（策定済みを含む）は令和

国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化基本計画の策定

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に
基づき策定

調和

指針＝アンブレラ計画

国の他の計画

国による施策の実施
※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

脆弱性評価の実施

◆推進本部が実施

- ・評価指針を作成
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に
- ・関係行政機関の協力を得て実施

国土強靱化地域計画の策定

◆都道府県・市町村が作成

指針＝アンブレラ計画

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

元年7月1日現在の203市区町村から大きく増えて1、256市区町村と7割を超えている。

国においては、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組の促進のため様々な支援に取り組んでいるところであり、今回、支援の充実が図られることとなった地域計画に基づき取組に対する関係府省庁の支援について、紹介する。

②地域計画策定の必要性と国による地域計画策定の支援

平成25年12月に制定された国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が平成26年6月に策定されて以来、国土強靱化基本法の前文に掲げられているように「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、国土強靱化の取組を進めてきたところであり、おおむね計画どおりに進捗したと評価できる。

一方、近年の気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化、また、南海トラフ地震や首都直下地震など甚大な被害が想定される大規模地震の発生可能性の高まりを踏まえれば、我が国に

おいて国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題である。

このため、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に基本計画を見直し、国土強靱化の加速化・深化を図り、政府一丸となつて強靱な国づくりを計画的に進めていくこととしたところであるが、国土強靱化の取組を実効性あるものとするためには、地域の強靱化の推進が極めて重要である。そして、地域の強靱化を推進していくにあたっては、地域の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて地域の強靱化のための方策を示す、いわば処方箋としての地域計画を策定し、地域計画に基づき総合的・計画的に進めていくことが重要である。

国においては、地域計画の意義や策定手順について理解を深めてもらうとともに、効果的・効率的な策定手法の周知を図るための取組を進めている。具体的には、地域計画策定ガイドラインを策定し、地方公共団体における地域計画策定体制の構築から策定の基本的な進め方などとして策定事務に活用いただくとともに、地域計画を策定した都道府県や市区町村から得られたノウハウや、策定に活用できるツールを追加する

地域計画策定ガイドライン(第6版)の主な改定内容

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE



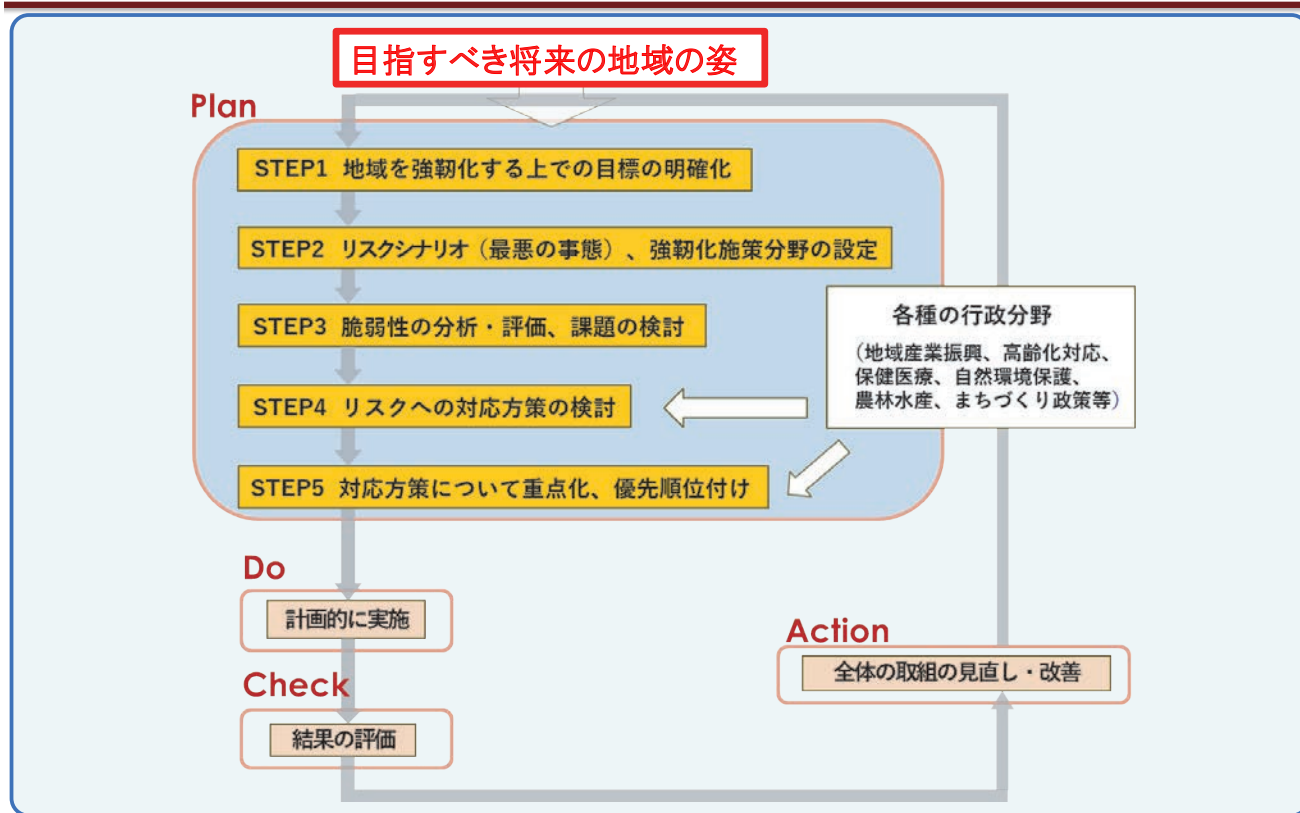
- (1) 市町村策定への都道府県の積極的な支援が行われるよう、
 - ・都道府県による**支援の必要性を明記**
 - ・策定段階に応じた**支援例**や都道府県における**支援の取組事例を掲載** <②策定・改訂編p59、60、62、63ほか>
- (2) 地域計画策定済団体の事例等により得られた**知見を充実**
 - ・複数市町村による合同策定の取組事例(策定の経緯等) <①基本編p31>
 - ・総合計画との一体策定の取組事例(施策とリスクシナリオの関連性の整理手法) <①基本編p35>
 - ・地域計画の不断の見直しの取組事例(見直しの実施内容) <②策定・改訂編p55>
 - ・地域計画策定の効果の事例(予算関係) <①基本編p26、27>
 - ・他の計画との関係の追記(他の分野別計画との関係) <①基本編p42>
- (3) より充実した地域計画とするため、**地域計画に個別の事業を記載する場合の**、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等の個別の事業についての**記載イメージを追加** <②策定・改訂編p22、23>
- (4) 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)の**見直し内容を反映** <①基本編p8、9ほか>

などの内容の充実を図っている。また、内閣官房の職員が地方公共団体へ直接出向いて行う説明会(出前講座)を積極的に実施し、地域計画に関する基礎知識や負担軽減に資する策定方法などをわかりやすく解説するとともに、関係府省庁所管の交付金・補助金により、地方公共団体が地域計画に基づき実施する取組を支援するなどしており、このような地域計画の策定や地域計画に基づく取組に対する支援を行うことで、地方公共団体を中心とした地域の強靱化を推進していくこととしている。

国土強靱化地域計画の策定の進め方

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE



③地域計画に基づく取組に
対する関係府省庁の支援の充実

地域計画に基づく取組に対する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援は、平成27年度から毎年度行ってきたとおり、令和元年度においては、関係9府省庁の34の交付金・補助金において、交付の判断にあたって一定程度配慮するとの支援を行っているところであるが、令和元年8月に開催された第21回の国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）において、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進すべく、支援の充実を図っていくことが申し合わされた。

具体的には、これまで行っていた「一定程度配慮」を、令和2年度においてはさらに、当該年度の採択や予算配分において重点配分や優先採択等「重点化」し、その結果を「見える化」することとしたところである。

本年1月に開催された第22回の連絡会議において、「令和2年度予算案における国土強靱化地域計画に基づく取組等に対する関係府省庁の支援について」が決定され、支援を行う交付金・補助金は、関係9府省庁

所管の46の交付金・補助金となった。その内訳は、「重点化」を行うものが27件（令和元年度の「一定程度配慮」から移行したものが26件、令和2年度から新たに追加となったものが1件）、「一定程度配慮」を行うものが19件（令和元年度からの継続が8件、令和2年度から新たに追加となったものが11件）となっている。

④おわりに

国土強靱化を効果あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。

市区町村が早期に地域計画を策定し、それに基づく取組を実施していくことが、オールジャパンでの国土強靱化の推進のためには求められている。

国 政 情 報

◎住民基本台帳の人口移動報告を発表
―総務省―

総務省は1月31日、2019年住民基本台帳の人口移動報告を発表した。市町村間移動者は540万3、465人で前年より0・8%増加、都道府県間移動者は256万8、086人で同1・3%増加した。また、全市町村のうち転入超過は450市町村(26%)で、1、269市町村(74%)が転出超過となった。転入超過は東京都特別区の6万4、176人をトップに、大阪市、さいたま市、川崎市、横浜市の各市も1万人台の転入超過となっている。都道府県別では、転入超過は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、福岡、滋賀、沖縄の8都府県で、39道府県が転出超過となった。

一方、3大都市圏をみると、東京圏が14万8、783人の転入超過で前年より8、915人増えた。これに対し、大阪圏は4、097人の転出超過、名古屋圏も1万5、017人の転出超過で、それぞれ前年より5、341人、7、641人増えている。東京圏はその他の全ての道府県との間で転入超過となっている。さらに、東京圏の転入超過数は14年は11万人台、15・17年は12万人台、18年は13万人台、そして19年は14万人台と増加を続けており、政府が東京圏の一極集中是正に取り組む中、東京圏への一極集中は加速している。

◎豪雨災害の避難対応で報告書―内閣府

内閣府の防災対策実行会議ワーキンググループは2月5日、東北・関東甲信越で甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号を踏まえた豪雨災害の避難対策を発表した。ハザードマップを用いて一人ひとりが

どんな避難行動をとればいいのかを解説した「避難行動判定フロー」を作成しハザードマップと合わせ配布するよう提案。また、導入された警戒レベルを解説した資料の作成・配布とともに、市町村が必要に応じて避難情報の発令基準を改訂するよう助言した。併せて、指定避難所等の開設状況などを市町村のホームページで住民に知らせる災害用ホームページ開設も要請した。

一方、政府は2月25日、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決めた。自治体に対しては、患者クラスター(集団)発生のおそれがある場合は関係する施設の休業やイベント自粛などを要請した。これを受けて、高市早苗総務相は同日、都道府県知事・市町村長に対し、今後の患者増加を見据えた適切な入院医療の体制整備などを求める大臣書簡を送付した。なお、全国町村会や全国知事会、全国市長会などは「新型コロナウイルス感染症に係る緊急要望」などをそれぞれ政府等に要請している。

◎地域公共交通の活性化・再生法改正案を閣議決定―政府

政府は2月7日、地域公共交通の活性化・再生法一部改正案を閣議決定した。人口減少・運転者不足が深刻化する中、持続可能な地域公共交通の実現に向け、自治体に「地域公共交通計画」の作成を努力義務化。これまでの公共交通サービスに加え自家用有償旅客輸送や福祉輸送など地域の多様な輸送資源も位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応する。併せて、維持が困難となったバス路線について多様な選択肢を検討・協議し地域に合った輸送サービスを継続。また、過疎地等でバス・タクシー事業

者が協力する制度を創設する。さらに、住民のみならず来訪者も輸送の対象に加えるなど観光ニーズへの対応も可能とする。

また、政府は2月4日、道路法等一部改正案を閣議決定した。最近の災害多発を踏まえ、国による地方管理道路の災害復旧の代行制度を拡充する。これまで重要物流道路に限られていた国の代行を、緊急車両通交のため瓦礫処理などを行う「道路啓閉」や災害復旧も国が代行できることにする。このほか、自治体が「歩行者利便増進道路」に指定することで駅前などの道路を歩道や広場に転換するなど賑わいのある道路空間を構築できるようにする。

◎三大都市圏の関係人口で調査結果を発表―国土交通省

国土交通省は2月18日、三大都市圏の「関係人口」に関するアンケート調査結果を発表した。三大都市圏の居住者のうち23%の1、080万人が地縁・血縁訪問以外で特定地域を訪問していた(訪問系)。うち趣味・消費型が45%だが、地域イベントなどに参加・交流型が25%、地域づくりなど直接寄与型も13%あった。なお、関わり先での過ごし方は、訪問系は「地域ならではの飲食・買い物」「趣味や地域の環境を楽しむ」が3・4割で多いが、直接寄与型は地域ボランティア等への参加が7割と多い。また、関係先との関わりを深めるために必要要素では、「仕事やプライベートでの時間的余裕」「地域の人となりがりを持てる場の確保」「移動や滞在に伴う金銭的負担の軽減」などの意見が多かった。

一方、総務省は2月17・18の両日、「関係人口創出・拡大事業」モデル事業の成果報告会を都内で開催した。地域との関わりを持つ者を対象にした「関係深化型」では長野県泰阜村など11団体、これから地域との関係を持つとする者を対象とする「関係

創出型」では埼玉県横瀬町など7団体、都市住民に地域への関心を醸成する「裾野拡大型」では鹿児島県肝付町など21団体、同「外国人型」では北海道秩父別町など5団体がそれぞれの取組状況を報告した。

◎「体罰によらない子育て」で報告書発表―厚生労働省

厚生労働省は2月20日、「体罰等によらない子育てのために」を発表した。体罰禁止が法定化された改正児童福祉法が今年4月から施行されることを踏まえ、子育てで悩んだ際の手引きとしてまとめた。「しつけ」と思っても子どもの身体に苦痛・不快感をもたらす行為は「体罰」だとし、その具体例に「頬をたたいた」「長時間正座させた」「お尻をたたいた」「ご飯を与えなかった」などを示した。その上で、体罰によらない子育てのために①子どもの気持ちに耳を傾ける②ストレスがたまったら深呼吸③うまくゆかない時は市町村の支援を検討④などの対応も紹介。併せて、自治体にも同報告の住民への周知・広報を要請した。

一方、厚生労働省は2月13日、成育医療等協議会の初会合を開いた。成育基本法が策定を義務付けた「成育医療等基本方針」に盛り込む国や自治体、保護者、医療関係者の責務や各関係者の連携、財政措置などを検討し、今年夏にも取りまとめる方針。また、厚労省は1月31日、地域医療構想実現に向けた病床ダウンサイジング・統廃合を集中的に「支援」する重点支援区域の第1回選定区域に、宮城県仙南区域、同県石巻・登米・気仙沼区域、滋賀県湖北区域、山口県柳井区域、同県萩区域の3県5区域を選定した。

(ジャーナリスト 井田 正夫)

季節に拾う・新歳時記(3月)

小牧規子(ジャーナリスト)

●ハマグリ

3月3日の桃の節句に欠かせない貝がハマグリ。栗の形に似ていて、浜でとれることからこの名がついたという。

縄文の昔から日本人に親しまれてきた。同じ貝の殻でなければ2枚がきちんと合わないことから、「貝合わせ」という優雅な遊びも生まれた。女子の良縁を願う象徴として、桃の節句や結婚式などの席で食されることが多い。

コハク酸を多く含み、独特のうまみのもとになっている。吸い物や焼きハマグリ、蒸し物などで賞味する。三重県桑名市は、「その手は桑名の焼きハマグリ」という言葉があるほどの一大産地だった。しかし、日本の在来種は、干潟の埋め立てや水質汚染などで漁獲量が激減。2012年には絶滅危惧Ⅱ類に指定された。

●3・11

東北から関東にかけて甚大な被害をもたらした東日本大震災は、2011年3月11日午後2時46分に発生した。震源は東北沖の太平洋、マグニチュード9.0の巨大地震だった。

東北から関東の太平洋沿岸を10m超の津波が襲い、死者・行方不明者は約1万8,500人にも上った。この大津波は、東京電力福島第一原子力発電所にも襲来。原発の電源は喪失。冷却機能を失って水素爆発や炉心損傷が発生し、大量の放射性物質が外部に放出された。福島の人々は、地震、津波に加えて、放射性物質による汚染という三重の被害に苦しめられることになった。現在も避難指示区域が残り、多くの人がふるさとの地に帰還できない。

●与謝野鉄幹

歌人で詩人。本名は寛。僧侶の四男として京都で生まれた。山口県徳山の女学校の教員を務めた後、上京。1896年、歌集『東西南北』でデビュー。翌年には歌集『天地玄黄』を出し、その質実剛健な作風は「ますらおぶり」と呼ばれた。

1900年、雑誌『明星』を創刊。北原白秋、石川啄木らを見いだした。中でも後に妻となる晶子の才能を高く評価し、歌集『みだれ髪』制作をプロデュースした。2人は12人の子宝に恵まれた。『明星』廃刊後、鉄幹は、晶子の創作を支えたほか、ヨーロッパを旅し、文化学院の創設に関わった。1935年3月26日、62歳で死去。晶子は「筆硯煙草を子等は棺に入る名のりがたかり我れを愛で」と悲痛な歌を捧げ、嘆き悲しんだ。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。



随 想

昭和30年代はまさに、西栗倉村にとって自治体としての本領を発揮できた年代でした。大正時代に造成した村有林の伐期に当たり、高騰する材木市況を背景に、住民福祉に応分の自主財源の確保ができたのがこの年代でした。しかし、昭和55～56年頃から国産材の市況がピークアウトし、以後は底なし沼に引き込まれるような下落傾向が続きます。かつて賑わった林業もいつか割に合わない



産業と化し、衰退とともに山村はその存在意義をも見いだせなくなりま

す。平成の大合併が強力に推進されたのは平成15～16年、国の国債発行残高が500兆円に迫り地方自治の在り方にも財政効率化、合理化が論じられ始めた頃のことでした。しかし、村民の総意は合併をしない選択をしたのです。

山林不況や人口減少が進み、もとも自主財源の乏しい山村にとって明るい将来が見通せる状況ではありません。そんな中での合併回避でした。しかし、皮肉にも合併をしないというまさに崖っぷちの決断により、私たちは真剣に村の将来に向き合うことができたのです。

現状への無念さと林業の可能性への純粋な想いが出会い、共に同じ方向性を共有できたのは村にとって幸いでした。先代の村長、道上正寿氏のリーダーシップで民有林の間伐を課題とし、林業の循環に希望を抱く外部人材を積極的に受け入れ、共同作業で「百年の森林構想」が起ち上がったのです。以後、山林整備の意義と可能性について「美しい百年の森林に囲まれた上質な田舎」という旗を掲げ、手出し無用と思われた山林に村の将来を託すことになりました

た。

間伐が進むと、当然のことながら森林は景色を変えます。林内に明るさを取り戻し、木並びの美しさが生き活きと蘇ります。継続的な森林整備に舵を切ったことで、山元での確かな雇用が創出されます。問題は、間伐材の利活用でした。これまで日陰の存在でしかなかった間伐材に生命が注ぎ込まれます。商品開発のターゲットは都市住民、しかも比較的若い従前のマーケティングでは顧客としてカウントされない対象者向けのカテゴリーです。しかし、節のある板で作る本物製品が受け入れられる市場が実は存在していたのです。さらに、木材の特質を活かし保育をターゲットにした分野、また高級家具の分野でもそれぞれに特徴的なベンチャー（ローカル・ベンチャー）が村に誕生したのです。目指すべき将来を示し、その構造をつくり、また情報発信に工夫を重ねたことで、都市に住む若者たちの注目と関心が集まります。小さなチャレンジャーや成功をもたらした山からの情報は、やる気があっても行き場のない悩める若者たちには新鮮です。さらに未来志向のコンセプトに続々と若者たちが村に集まり始めます。

山が動き出せば次の課題も現れま

す。間伐された木材は、村内企業をはじめとして川下へと流通するのですが、問題は売り物にならない材木、つまり林地残材の処遇です。林地に残せば廃棄物、放置すれば土砂災害の原因にもなる厄介モノです。それがバイオマス・エネルギーへの転換の発想につながります。課題は温泉施設の石油ボイラーとのコスパ勝負でした。しかし、山に仕事をつくり、地域経済が回り、林内の環境を綺麗にしながらエネルギーの原資が全て地元調達となれば、村の持続可能性には大きなアドバンテージです。そんな経緯から林地に放置された未利用材を活用した熱供給事業や小型発電事業への取組が始まり、そこでも新たなベンチャーが誕生します。地域とはまさに地域外からの人の流入によって成り立つもの、そう思わしむるほどの実感が湧いてきます。

「持続可能で美しい森林に囲まれた上質な田舎」とその村が果たす役割の実現に向けて、村は今一歩、また一歩と小さな歩を前に進めています。現下の人口減はまだ止まないものの、社会増の傾向は現れています。改めて今振り返り、村の未来とは村民と外から村に集う人々の手によって開かれていくものなのだと実感しているところです。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。

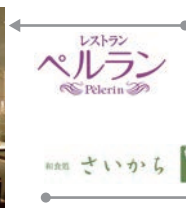


和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」

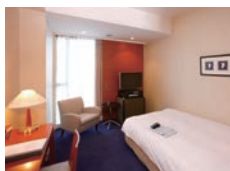


和食処「さいち」

客室のご案内

SINGLE
ROOM

シングル
119室



DOUBLE
ROOM

ダブル
12室



TWIN
ROOM

ツイン
18室



～和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

■ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

